

情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定

前文

日本国政府及びウクライナ政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、両締約国政府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

a 「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のため許可されていない開示からの保護を必要とするあらゆる形態（口頭、映像、電子、磁気又は文書の形態及び装備又は技術を含む。）の情報であつて、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局によって作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄の下にあるものをいう。

b 「権限のある当局」とは、この協定の適用上、日本国に関しては政府の機関、ウクライナに関しては

国の当局であつて、各締約国政府により、秘密情報に関する活動（その保護を含む。）を行うことについて国内法令に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局としてそれぞれ指定されるものをいう。

c 「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

d 「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

e 「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であつて各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。

f 「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府（bの規定に従つて指定される権限のある当局を含む。）をいう。

g 「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府（bの規定に従つて指定される権限のある当局を含む。）をいう。

h 「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であつて、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

i 「第三者」とは、第三国のあらゆる政府、個人、企業、機関、組織若しくは他の団体又はこの協定の締約者でない国際機関をいう。

j 「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の権限のある当局の間で送付される秘密情報をいう。秘密情報とは、受領締約国政府が受領した時に、自国の国内法令に従い送付済秘密情報となる。

第二条 送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条 国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第十九条に規定するところに従つて相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定

が受領締約国の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第四条 秘密指定及び表示

1 この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあつては、秘密情報は、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」と表示される。

ウクライナ政府にあつては、秘密情報は、「Особливої важливості」、「Цілком таємно」又は「Таємно」と表示される。

2 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

3 受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4 対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	ウクライナ	注 英語において相当する語
極秘（機密）／特定秘密（機密）	Особливої важливості	TOP SECRET
極秘／特定秘密	Цілком таємно	SECRET
秘	Таємно	CONFIDENTIAL

第五条 国家秘密保持当局及び権限のある当局

1 国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国に関しては、外務省

ウクライナに関しては、ウクライナ保安庁

2 国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3 国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4 両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通

報する。

第六条 送付済秘密情報を保護するための原則

1 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。

2 受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。

3 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報が提供された目的以外の目的のために、当該送付済秘密情報を使用してはならない。

4 受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守する。

5 各締約国政府は、自国の国内法令に従って、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持する。

6 受領締約国政府は、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済

秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定する。

7 提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報する。

第七条 送付済秘密情報へのアクセス

1 いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。

2 送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び手続に従って秘密情報取扱資格を付与された個人に対してのみ認められる。

3 受領締約国政府は、自国の国内法令に従って、個人に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該個人が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適当な措置をとる。

4 受領締約国政府は、送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び手続に従って適当な措置をとる。

5 提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であつて第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

第八条 訪問手続

1 一方の締約国政府の権限のある当局の個人が他方の締約国政府の権限のある当局によって保持されている秘密情報にアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の権限のある当局の事前の承認によつてのみ行われる。当該訪問の承認は、知る必要があり、かつ、前条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人に対してのみ与えることができる。

2 訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人が、知る必要があり、かつ、前条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有することの証明を含める。

第九条 秘密情報の送付

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令に従い、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

第十条 送付されている間の秘密保持の義務

両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

- (i) 秘密情報は、封印された又は不正な開封を表示する封筒であつて、別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入されたものに入れて送付される。封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii) 封入された文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii) 秘密情報を入れた包みのために受領証が用意される。封入された秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者によって署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b 装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

(i) 秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるものとし、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii) 秘密情報は、発送を待つ間、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格を有する許可されている個人のみが、当該装備にアクセスするものとする。

(iii) 受領証は、秘密情報が送付されている間にその管理者が変わる場合にはその都度及び秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c 電子的送付

秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らして適当な暗号を使用することによって保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報システムの基準は、当該情報システムを採用する締約国政府の適当な当局による秘密保持に関する認定を受ける。

第十一条 施設の保安

各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている権限のある当局の全ての施設の保安に責任を有するものとし、各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する職員を任命することを確保する。

第十二条 送付済秘密情報の保管

受領締約国政府は、第七条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十三条 送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報の破壊は、受領締約国の国内法令に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によって行われる。

第十四条 送付済秘密情報の複製

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、当該送付済秘密情報に付されている全ての元の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、このような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十五条 送付済秘密情報の翻訳

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。受領締約国政府は、当該翻訳の複製物の数を最小限にとどめ、及びその配布を管理する。当該翻訳には、提供締約国政府の秘密指定に相当する受領締約国政府の秘密指定を表示するものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本

と同じ管理の下に置く。

第十六条 契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

a 契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

b 送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

c 契約者が送付済秘密情報を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

d 受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

e 秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿

が、各契約者の施設において保持されること。

f 送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、各契約者の施設において任命されること。

g 契約者が、この協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によって送付済秘密情報の保護のための措置を適用し、及び維持すること。

第十七条 送付済秘密情報の紛失又は漏せつ

1 提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通報されるものとし、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

2 1に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、書面により提供締約国政府に提供される。

第十八条 実施取決め

権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、補足的な規定を定める実施取決めに相互に決定することができる。

第十九条 紛争及び協議

1 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

2 この協定及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

3 両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を協議によつて解決するものとする。

4 3の規定に従つて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従つて解決されるものとする。

第二十条 秘密保持に係る代表者による訪問

この協定に定める秘密保持に関する義務の履行については、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。したがつて、両締約国政府が相互に同意する場合には、各締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手續について議論し、及びその実施を視察することを目的として、他方の締

約国政府の施設を訪問することを許可される。

第二十一条 費用

各締約国政府は、自国の国内法令に従い、かつ、自国の毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十二条 効力発生、改正、有効期間及び終了

1 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

3 この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

4 この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの

協定の規定に従って保護される。

二千二十四年十一月十六日にキーウで、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。この協定の規定の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ウクライナ政府のために